

千代田区で発行できる税の証明書一覧

所得等に関する諸証明（課税証明書、非課税証明書、課税・納税証明書）			
各種申請	内容	手数料	備考
課税証明書 （扶養等表示あり）	種類毎の所得金額や特別区民税・都民税額、所得控除の内訳、扶養該当、本人の控除該当などが記載されます。	1枚 300円	給与及び公的年金等については収入金額も記載されます。 複数年度の場合、1年度につき1枚の発行となります。
課税証明書 （扶養等表示なし）	上記の内容のうち、扶養該当、本人の控除該当などが記載されません。	1枚 300円	複数年度の場合、1年度につき1枚の発行となります。
非課税証明書	非課税証明書は、特別区民税・都民税が課税されていないことが証明されます。 課税証明書と同様に扶養等の表示のありと、表示なしの2種類があります。	1枚 300円	複数年度の場合、1年度につき1枚の発行となります。
課税・納税証明書	住民税の課税証明と納税証明が1枚になったものです。 課税証明書と同様に扶養等の表示ありと、表示なしの2種類があります。	1枚 300円	発行対象は特別区民税・都民税（住民税）のみとなります。他の税目は発行できません。 複数年度の場合、1年度につき1枚の発行となります。 （注意）非課税の方は発行できません。
納税証明書			
各種申請	内容	手数料	備考
納税証明書 （一般）	年度・税目毎に発行され、納付・納入すべき税額（申告又は納税通知書により確定した税額）・納付済額・未納額（うち納期未到期額がある場合はその金額）が記載されます。 特別区民税・都民税（住民税）、軽自動車税は、過去7年度分まで発行します。 特別区たばこ税、鉱産税、入湯税の場合は、過去3年度分までとなります。 軽自動車税の納税証明書（一般）に車両番号（ナンバー）が記載された証明は、税務課で発行しています。	1枚 300円	複数年度の場合、1年度につき1枚の発行となります。 税目が異なる場合は、税目毎の発行となり、それぞれに手数料が必要です。 （注意）非課税の方は、納税証明書は発行できません。 発行対象の税目のうち、特別区民税・都民税（住民税）、軽自動車税以外の、特別区たばこ税、鉱産税、入湯税及び特別区民税・都民税（住民税）の特別徴収義務者に係る納税証明書は、税務課でのみ取り扱

			っています。
軽自動車税納税証明書 (継続検査用)	軽自動車税納税証明書(継続検査用)は、継続検査(車検)の際に使用する納税証明書です。	無料	賦課期日(4月1日)後に所有者の変更があった場合には、備考欄に、その年度において滞納がない旨記載されます。

下記納税証明書の発行は、税務課でのみ取扱っています。

各種申請	内容	手数料	備考
滞納処分に係る納税証明書(公益法人認定申請、事業報告用)	千代田区内に所在する公益法人について、千代田区特別区税(注)の徴収金の滞納処分がないことを3年度分証明します	1枚 300円	公益法人が認定申請や事業報告を行う場合に使用します。 千代田区内に所在することが、発行の要件です。
納税証明書(一般)のうち、特別区たばこ税、鉱産税、入湯税、及び特別区民・都民税(住民税)の特別徴収義務者に係るもの	納付・納入すべき税額(申告又は納税通知書により確定した税額)・納付済額・未納額(うち納期未納額がある場合はその金額)が記載されます。 特別区たばこ税、鉱産税、入湯税は、過去3年度分までの発行となります。	1枚 300円	複数年度の場合、1年度につき1枚の発行となります。 税目が異なる場合は、税目毎の発行となり、それぞれに手数料が必要です。 入湯税、鉱産税については、過去3年度間、千代田区での納税等の実績はありません。
納税証明書(一般)のうち、過去7年度を超える未納税額に対する納税証明書	過去7年度を超えて未納税額がある場合に発行します(特別区たばこ税、鉱産税、入湯税は、過去3年度を超えて未納がある場合に発行します)。	1枚 300円	複数年度の場合、1年度につき1枚の発行となります。 税目が異なる場合は、税目毎の発行となり、それぞれに手数料が必要です。
納税証明書(一般)のうち、軽自動車税の納税証明書で車両番号(ナンバー)が記載されたもの(継続検査用除く)	特定の車両の納税状況を証明します。	1枚 300円	車両ごとに1枚の発行となり、複数年度の場合、1年度につき1枚の発行となります。それぞれ手数料が必要です。 車両売却の際などに提出を求められる場合があります。 (車両を売却される場合は、所管の区役所、東京運輸支局、軽自動車検査協会に、別途お届けが必要です)
完納証明書	税目ごとに、納期到来の特別区税(注意)について、未納税額が無いことを証明します。	1枚 300円	「未納税額がないことの証明」「滞納税額がない証明」ともいいます。 非課税の場合は発行できません。 借入れなどの場合に提出を求めら

			れる場合があります。
滞納処分を受けたことがない証明	直近3年以内に、千代田区の特別区税（注意）に係る滞納処分を受けたことが無いことを証明します。	1枚 300円	期間内、千代田区に納税・納入の実績がない場合は発行できません。借入れなどの場合に提出を求められる場合があります。
「法定納期限等」が記載された納税証明書	納税証明書（一般用）の中に、「法定納期限等」が記載されます。	1枚 300円	複数年度の場合、1年度につき1枚の発行となります。税目が異なる場合は、税目毎の発行となり、それぞれに手数料が必要です。担保権の設定の場合に提出を求められる場合があります。

（注意）特別区税とは、特別区民税・都民税（住民税）、軽自動車税、特別区たばこ税、鉱産税、入湯税の総称です。